

建設アスベスト被害の根絶・救済のため

建材製造企業が参加する 被害者補償基金制度の創設を

最高裁は国と 建材企業を断罪

最高裁は2021（令和3）年5月17日、東京・神奈川・京都・大阪の各1陣訴訟の判決を下し、国の人親方への賠償を含む責任を認め、建材企業も10社の責任を断罪しました。

国は翌日、菅首相（当時）が原告代表を官邸に招き謝罪し、夕刻には田村厚労相（当時）と建設アスベスト訴訟全国連絡会との基本合意書を結びました。

- ①国の原告への謝罪表明
- ②係属訴訟の全国統一和解基準に合意
- ③未提訴被害者の給付金支給の法制化
- ④全国連絡会との建材企業の補償の在り方を含む継続協議の実施

給付金制度を全ての 建設被害者に

最高裁判決を基に成立した建設アスベスト給付金制度は、屋内作業者だけ、違法期間を就労時期が少しでも外れている、死亡から20年が期限など、すべての建設アスベスト被害者が対象とされているわけではありません。屋内作業者だけを対象とするような救済制度は諸外国には存在せず、直ちに是正する必要があります。

付則第2条は国以外の 者による賠償の在り方の 検討を求めている

建設アスベスト被害給付金法は付則第2条で、「国以外の者による補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」としています。国以外の者は建材企業を想定すると、田村厚労大臣（当時）が国会で答弁しています。

建材企業が拠出する補償基金制度を

とにかく国だけが拠出する給付制度になっていることは大きな問題です。建材企業はアスベストの発がん性の危険性を国より早く知る立場にあり、アスベスト建材の製造・販売により大きな利益を上げてきたのです。建材企業が原告といまだに争い続けている現状からも、国が主導して、建設アスベスト給付金法を早期に改正して、国とアスベスティト建材製造企業が拠出する制度に変えなければなりません。そのためにも、建設アスベスト給付金法の改正を行う必要があります。

被害者補償基金制度創設のための署名にご協力ください

建設アスベスト訴訟全国連絡会

建設アスベスト被害給付金法(略称)を改正し、 「建材企業が参加する補償基金制度の創設」を求める請願書

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

【請願趣旨】

建設アスベスト訴訟の最高裁判決に基づいて、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立・施行され、独立行政法人労働者健康安全機構に国の拠出による支払基金が開設されました。しかし、給付金の支給から外された建設アスベスト被害者が存在します。さらに、被害を生んだアスベスト建材製造企業は支払基金に拠出するどころか、今なお裁判で被害者と争い続けています。

同法付則第2条は、「国は、国以外の者による（中略）補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」としています。付則第2条に基づき、同法を改正し、全ての建設アスベスト被害者に国と建材製造企業からの給付金が支給される制度（補償基金制度）を実施するよう請願します。

【請願項目】

建設アスベスト被害給付金法（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）を早期に改正し、建設アスベスト被害者の全面救済をはかること

- (1) 支払基金にアスベスト建材製造企業が拠出し、被害者の全面救済をはかること
- (2) 給付金の対象を、屋外職種や違法期間外に就労した被害者に広げるとともに、20年の除斥期間を撤廃すること

氏名	住所
	都道府県

建設アスベスト訴訟全国連絡会

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-8-16
Tel 03-5332-3971 Fax 03-5332-3972

〈取り扱い団体〉